勝浦市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

平成２４年６月１３日
告示第５６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、勝浦市における空き家の有効活用を通して、勝浦市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、勝浦市空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家　個人が居住を目的として建築又は購入し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。

(2) 所有者等　空き家に係る所有権その他の権利に基づき当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク　空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受け登録した情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、「空き家バンク」以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第４条　「空き家バンク」による空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報登録制度「空き家バンク」物件登録申込書（別記第１号様式）及び「空き家バンク」物件登録カード（別記第２号様式。以下「物件登録カード」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、「空き家バンク」物件登録台帳に登録するものとする。

３　市長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」物件登録完了書（別記第３号様式）により当該申込者に通知するものとする。

４　第２項の規定による登録をしていない空き家で、市長が適当と認めるものは、当該所有者等に対して「空き家バンク」への登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　前条第３項の規定による物件登録完了書により通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」物件登録変更届出書（別記第４号様式）に登録事項の変更内容を記載した「空き家バンク」物件登録カード（別記第２号様式）を添えて、市長に届け出なければならない。

（「空き家バンク」の物件登録の抹消）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「空き家バンク」登録台帳の登録を抹消するとともに、「空き家バンク」物件登録抹消通知書（別記第５号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、同条第２号に該当することにより登録を削除された物件については、改めて登録申込みを行うことにより、一度に限り再登録することができるものとする。

(1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(2) 第４条第２項に規定する物件の登録から２年を経過したとき。

(3) 「空き家バンク」物件登録取消し願い書（別記第６号様式）の届出があったとき。

（情報提供及び利用登録）

第７条　市長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報について利用希望者に提供するものとする。

２　利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用登録申込書（別記第７号様式）により市長に申し込むものとする。

３　市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、「空き家バンク」利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（別記第８号様式）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第８条　前条第３項の規定による利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届出書（別記第９号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第９条　市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、「空き家バンク」の利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録抹消通知書（別記第１０号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 次条各号に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 申込み内容に虚偽があったとき。

(4) 「空き家バンク」利用登録の取消しの申し出があったとき。

(5) 利用登録から２年を経過したとき。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

（物件利用の申込み要件）

第１０条　「空き家バンク」に登録された物件を利用しようとする利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、勝浦市の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
(3) その他市長が適当と認めた者

（物件利用の申込み及び通知）

第１１条　「空き家バンク」に登録された物件を利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」物件利用申込書（別記第１１号様式）及び誓約書（別記第１２号様式）に希望物件の番号（第４条の規定により登録された登録番号をいう。）、その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

２　市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の物件登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該物件登録者の代理又は媒介を行う者（以下「代理者等」という。）があるときは、その者に対しても同様とする。

３　前項の通知を受けた物件登録者又は代理者等は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、市長へその回答内容を報告するものとする。

（物件登録者と利用希望者の交渉等）

第１２条　市長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年６月１３日から施行する。